

消費者基本計画の検証・評価と見直し改定素案に対する意見

1 氏名（法人の場合は法人名等） 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

2 職業（差し支えなければご記入ください。）

3 意見

施策番号	素案の具体的施策	意見
1	③PIO-NET を関係機関に追加配備	各種差止請求権の有効活用はもとより、今後施行される消費者裁判手続特例法（以下新制度という）においてより多くの被害が発生している事案を把握するためにも、適格消費者団体に端末を設置し、新制度運用開始以前に運用を通じた改善を図ることができるよう、可及的速やかに費用面も含めた諸準備をすすめるべき。
42	消費者契約法の改正は民法改正と連携して	民法改正待ちになるのではなく、不招請勧誘の禁止・適合性原則の導入、平均的損害算定に関する根拠の開示など消費者契約法の改正を早期に図るべき。
42	消費者団体訴訟制度の差止対象の拡大	施行に向けて、制度が実効的に運用できるよう、既存の適格消費者団体等の意見を聞きながら、綿密な準備を進めるべき。適格消費者団体の差止請求権が食品表示法に位置付けられ付帯決議においても差止請求の実効性を担保するため、適格消費者団体に対して食品表示に関する情報提供その他の支援を行うこととされています。実効性のあるものとするため次のことを実現すべきです。①食品関連事業者が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を提出しないときは、原則として「著しく事実に相違する表示」があったものと同様の取り扱いがなされるよう②保健所やFAMIC等、食品に関する検査機能を有する公的機関に対して、検査等の協力を要請できるよう③制度を活用するために食品購入等の必要な費用について財政的支援を受けられるよう、工夫すべき。
47	商品先物取引法の迅速かつ適正な執行	不招請勧誘の禁止規定を大幅に緩和する商品先物取引法施行規則の改定は行うべきではない。
53	家賃保証会社の遵守事項の整理	取組の具体化として、賃貸住宅における借入人の居住の安定を図るため、今年度中に、家賃債務保証業の義務的登録制の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止、いわゆる家賃滞納データベースの禁止等を含む規制等の措置を講ずるための法案を国会に提出すべき。併せて、賃貸住宅管理業者についても、義務的登録制とすることなどの法案の制定を検討すべき。
55	住宅リフォーム被害	建設業許可の建築一式工事の1500万円、建築一式工事以外の建設工事の500万円の規制を撤廃し、建築工事の請負いを業

		<p>(あくまでも請負業であり売買ではない。)とするものは、仮にそれが少額であっても建設業許可を受けなければならないとすべき。</p> <p>リフォーム等の工事の請負者は、発注者が注文する工事計画が建築基準法等に適法でない場合は、その旨を注文者に申し出なければならない。適法でない内容の工事を請負ってはならない(ただし、注文者が建築士の作成した工事計画を採用して注文する場合はこの限りでない。)旨を法律もしくは通達などで規定すべき。</p>
61	マルチ商法への対応	<p>キャッシングや借金を前提とした加入の禁止、ピラミッド型のシステムの禁止、学生の加入禁止を検討すべき。</p>
76	健康食品の表示	<p>いわゆる健康食品の「体験談」についても薬事法・景品表示法違反の対象とすべき。</p> <p>また、テレビCMやチラシ広告、web標記などにおける体験談の表示について、体験談の発表者と広告主体の企業との間で、報酬の受け渡しの有無を明記すべき。</p>
76-2	健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できる新たな方策	<p>機能性表示について、「企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる」とせず、必ず何らかの国による担保を科すべき。</p>
110	不当利益はく奪、被害救済制度	<p>消費者裁判手続特例法は消費者被害の回復のために制定され、実効的な制度として施行に向けた準備や周知・広報が必要であり、消費者団体との連携促進を謳いながら、特定適格消費者団体の権限の濫用防止などの表現は消費者庁としてふさわしくないので削除すべき。また、財産の隠匿・散逸防止策、行政による経済的不利益賦課制度の早期導入をすべき。</p> <p>消費者契約法第9条第1号における「平均的な損害」の立証責任は、事業者側が負うようにすべき。</p>
127	適格消費者団体への支援	<p>新制度の施行は法律成立3年後と先送りされた。施行後は直ちに特定適格消費者団体が新制度を活用できるよう、制度施行前に特定適格消費者団体を目指す団体への財政措置を含めた活動への支援をすべき。適格消費者団体設立の促進だけでなく、既存の適格消費者団体への支援を実施すべき。</p>
128	消費者団体訴訟制度の周知・広報など	<p>消費者団体訴訟制度の周知・広報にあたっては適格消費者団体からの意見を十分に反映してすすめるべき。特に、集団的消費者被害回復のための新制度の施行前に新制度の周知・広報を徹底するとともに、特定適格消費者団体を騙る制度悪用等を未然に防止するために必要な体制を整えるべき。</p> <p>また、適格消費者団体へのPIO-NET端末の設置については、各</p>

		種差止請求権の有効活用はもとより、今後予定されている集团的消費者被害回復のための新制度においてより多くの被害が発生している事案を把握するためにも、適格消費者団体に設置し、新制度運用開始以前に運用を通じた改善を図ることができるよう、可及的速やかに費用面も含めた諸準備をすすめるべき。
159 160 161	ICT メディア関連	<ul style="list-style-type: none"> ・昨今の電気通信事業者の消費生活センターへの苦情・相談の高止まりを鑑み、電気通信事業者を特定商取引法の適用除外から外すべき。 ・「適合性の原則」を順守しなかった電気通信事業者、代理店の事例及び事業者名を公表すべき。